

令和7年度 舞台芸術等総合支援事業
芸術家等人材育成 審査基準

【団体に対する審査基準】

- ア 団体の運営目的や使命が明確であり、それらを達成するための中長期的な目標・計画が示されていること
- イ 過去の人材育成に関する活動実績が十分な成果をあげており、今後も当該分野や文化芸術界の発展に貢献することが期待できる団体であること
- ウ 組織運営体制が確立されており、財務や活動環境が透明かつ適正であること
- エ 持続的な運営基盤の強化に向けて、自己収入や多様な財源の確保に努める団体であること
- オ 加盟団体や組織等の健全運営や自律促進に取り組むとともに、認知度向上のための広報活動への支援等、分野全体の振興・発展に貢献していること

【活動計画に対する審査基準】

(基礎的事項)

- カ 活動の企画意図及び目標が明確であり、「芸術家等人材育成」の趣旨と合致していること
- キ 育成対象者の育成方法及び内容、目標設定等が具体性・適正性・効率性において妥当であること
- ク 活動の規模や収入等に照らし、予算規模・積算が適切であること

(芸術性・創造性)

- ケ 応募分野における課題や求められている人材育成に対するニーズを踏まえたものであり、当該分野の発展に大きく貢献する成果が期待できる活動計画であること
- コ 指導者に高い専門性が認められ、その専門性が活かされる活動計画であること
- サ 育成対象者が一部の地域、加盟者、加盟団体等に限定されておらず、取組の効果が当該分野全体に及ぶことが期待できる活動計画であること

(社会性)

- シ 活動終了後も、育成者のその後の芸術活動に対するフォローアップが継続的に行われる活動計画であること